

川口市 市有施設の木造化・木質化等に関する方針 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「木造化」とは、<u>建築物</u>の構造耐力上主要な部分(柱、梁、壁、小屋組等)の全て又は一部を木造とすることをいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>(市有施設における木材の利用の目標)</p> <p>第4 (略)</p> <p>2 市有施設の建築及び改修にあたっては、木造、非木造に関わらず、別表に掲げる部分について、可能な限り<u>木造化・木質化</u>を進める。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 木造化・木質化の実施にあたっては、市内で一般に流通している製材品を最大限に使用するとともに、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木質耐火部材等の新たな木質部材(CLT等)の活用</u>に努めるものとする。</p> <p>第5～第10 (略)</p> <p>(コスト縮減への留意)</p> <p>第11 この方針の運用にあたっては、<u>設計上の工夫や効率的な木材調達</u></p>	<p>第1 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「木造化」とは、<u>市有施設</u>の構造耐力上主要な部分(柱、梁、壁、小屋組等)の全て又は一部を木造とすることをいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>(市有施設における木材の利用の目標)</p> <p>第4 (略)</p> <p>2 市有施設の建築及び改修にあたっては、木造、非木造に関わらず、別表に掲げる部分について、可能な限り_____木質化を進める。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第5～第10 (略)</p> <p>(コスト縮減への留意)</p> <p>第11 この方針の運用にあたっては、<u>市有施設整備等</u>のコスト縮減に取</p>

等によって、適正なコスト削減に留意する。

(適用)

第12 (略)

2 この方針は、令和元年11月12日から改正する。

別表 (略)

り組む必要性に十分留意する。

(適用)

第12 (略)

(新規)

別表 (略)